

○京丹後市建設工事指名競争入札等の指名及び選定要領

平成16年4月1日

告示第15号

(趣旨)

第1条 市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条に規定する建設工事をいう。)の請負契約を締結する場合の指名競争入札に参加する者の指名及び随意契約の相手方とする者の選定については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、京丹後市契約規則(平成16年京丹後市規則第72号)及び京丹後市入札参加資格等に関する要綱(平成16年京丹後市告示第14号)その他法令に定めるもののほか、この告示の定めるところによるものとする。

(格付基準)

第2条 市が発注する建設工事の指名競争入札参加者の資格を定める等級区分は、京丹後市建設工事指名業者格付基準(平成17年京丹後市告示第123号)による。

(指名競争入札の発注標準)

第3条 指名競争入札に参加する者を指名する場合は、指名競争入札に参加する者として必要な資格を有する者(以下「有資格業者」という。)で、別表に掲げる工事種別の設計金額に応じた等級区分に属する者の中から指名するものとする。

- 2 前項に規定する有資格業者の数が少数である場合その他特に必要があると市長が認めるときは、当該建設工事の設計金額に応じ、その直近の上位又は下位の等級に属する者を指名することができる。
- 3 災害その他の理由により緊急に施工する必要がある場合又は特別の技術若しくは特定の機械設備を必要とする場合においては、当該建設工事の属する工事種別の有資格業者で2等級上位の等級に属する者を指名することができる。
- 4 別表に掲げるB等級規模以下の建設工事の発注に関しては、工事施工箇所の存する市民局管内に事業所を置く者の中から指名することができる。

(指名及び選定の勘案)

第4条 指名競争入札に参加する者を指名しようとするとき、又は随意契約の相手方とする者を選定しようとするときは、次に掲げる状況を勘案して指名又は選定を行うとともに、当該年度における指名又は随意契約の状況を勘案して指名又は選定が特定の者に偏しないようにするものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無の状況
- (2) 経営状況

- (3) 工事成績の状況
- (4) 手持ち工事の状況
- (5) 技術者の状況
- (6) 当該工事に対する地理的条件の状況
- (7) 当該工事についての技術的適性の状況
- (8) 安全管理の状況
- (9) 労働福祉の状況

(指名及び選定の手続)

第5条 京丹後市建設工事等指名選考委員会設置規程(平成16年京丹後市訓令第20号)第5条第1号の規定による指名競争入札参加者の指名及び随意契約の相手方の選定に係る審査については、当該建設工事の設計金額が3,000万円以上のものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(建設工事の発注の特例)

2 別表に掲げるA等級規模以下の建設工事の発注に関しては、平成16年4月1日から3年間は工事施工箇所の存する市民局管内に事業所を置く者の中から指名することを原則とし、等級区分及び発注標準については、合併前の峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町又は久美浜町の規定によることができるものとする。

附 則(平成17年8月30日告示第124号)

この告示は、平成17年9月1日から施行する。

附 則(平成19年3月9日告示第36号)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(建設工事の発注の特例)

2 別表に掲げるA等級規模以下の管工事の発注に関しては、平成19年4月1日から2年間は、工事施工箇所に応じ、合併前の峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町又は久美浜町の等級区分及び発注標準の規定によることができるものとする。

附 則(平成22年5月1日告示第117号)

この告示は、平成22年5月1日から施行する。

別表(第3条関係)

建設工事発注標準

工事種別	設計金額	等級区分
土木一式工事	特段定めない	Aa
	1,500万円以上1億円未満	A
	300万円以上1,500万円未満	B
	300万円未満	C
建築一式工事	特段定めない	Aa
	4,500万円以上1億5,000万円未満	A
	1,000万円以上4,500万円未満	B
	1,000万円未満	C
水道施設工事	特段定めない	Aa
	3,000万円以上1億円未満	A
	500万円以上3,000万円未満	B
	500万円未満	C
下水道工事	特段定めない	Aa
	3,000万円以上1億円未満	A
	1,000万円以上3,000万円未満	B
	1,000万円未満	C
電気工事 管工事	特段定めない	Aa
	1,000万円以上5,000万円未満	A
	500万円以上1,000万円未満	B
	500万円未満	C
その他工事	工事の難易、種類、規模等により、当該建設工事ごとに定めるものとする。	

備考

京丹後市以外の市町村に営業所を有する有資格業者を指名する場合は、原則として、京丹後市指名業者格付基準によりA等級以上に相当すると認められる者を指名するものとする。